

告示第46号  
令和7年8月1日

阿賀町長 神田 一秋

## 阿賀町農作物渇水被害対策費補助金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町において、渇水による農作物への被害対策を実施した農業者及び農業法人並びに農業者等の組織する団体負担軽減を図るため、渇水対策の実施に要した経費に対し、予算の範囲内で阿賀町農作物渇水被害対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀町補助金等交付規則（平成17年規則第43号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 補助金に係る事業の種別、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付の決定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿賀町農作物渇水被害対策費補助金交付申請書（別記第1号様式）及び阿賀町農作物渇水被害対策費補助金交付申請書（別紙）（以下これらを「申請書」という。）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し結果を申請者に対し、阿賀町農作物渇水被害対策費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の実績報告及び額の確定)

第4条 申請者は、前条第2項に規定する補助金の交付決定のあった年度の11月30日までに阿賀町農作物渇水被害対策費補助金実績報書兼請求書（別記様式第3号）及び阿賀町農作物渇水被害対策費補助金実績報書兼請求書（別紙）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第5条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年8月1日から施行し、令和7年6月25日から適用する。  
(阿賀町農作物渇水被害対策補助金事業実施要綱の廃止)
- 2 阿賀町農作物渇水被害対策補助金事業実施要綱(令和5年告示第70号)は廃止する。

別表(第2条関係)

補助対象者・要件	事業内容	購入基準	補助率
<p>1 町内に住所を有する農業者、農業法人、農業者等の組織する団体</p> <p>2 支援対象の要件</p> <p>かん水実施の必要面積が、次に掲げる面積に該当する農業者、農業法人、農業者等の組織する団体</p> <p>(1) 水稻 令和7年度の水稻作付面積の30%以上又は30a以上のいずれか(かん水面積)</p> <p>(2) 園芸作物 令和7年度の園芸作物の作付面積10a以上</p>	<p>1 農作物の渇水による被害の対策として、かん水用機械等の購入又はリース及び渇水対策に係る機器等(ポンプ・発電機)の燃料費に対して支援を行う。</p> <p>2 補助対象期間は、令和7年6月25日から令和7年9月30日までとする。</p>	<p>1 かん水用機械等の購入又はリースの上限額(以下「上限単価」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)ポンプ車等借上 18,000円/日/台</p> <p>(2)ポンプ等借上 5,000円/日/台</p> <p>(3)かん水用機械等運搬機借上 9,000円/台</p> <p>(4)ポンプ等購入 200,000円/台</p> <p>(5)ホース等購入 10,000円/本</p> <p>(6)ポリタンク購入 50,000円/台</p> <p>ただし、補助対象期間内に購入したものに限る。</p> <p>2 かん水用機械等の燃料費については、ポンプ及び発電機1台あたり30,000円を上限単価とする。</p>	<p>補助50%以内(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ただし、上限単価を用いて算定した補助金算定上の事業費の50%以内とする。</p>

別記様式第1号(第3条関係)

(略)

別記様式第1号（第3条関係）別紙

（略）

別記様式第2号（第3条関係）

（略）

別記様式第3号（第4条関係）

（略）

別記様式第3号（第4条関係）別紙

（略）